

宮城大学教職員倫理憲章

平成23年11月30日

第48回理事会

地域における高等教育機会の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての期待に応え、支持される大学をつくりあげるため、本学の目的と理念に基づいた倫理憲章をここに定める。

- 一 教職員は、知的共同体の一員である学生たちと、ともに考え、ともに活動しながら高度な実学を身につけた新時代に対応し得る実践的人材を養成します。
- 二 教職員は、高い倫理性をもって研究に勤しみ、国内外関係諸法令を遵守しながら研究成果や実験データを誠実に公表して学術文化の振興に寄与します。
- 三 教職員は、教育・研究の成果を発信しながら、地域に密着した連携活動により地域社会と国際社会の発展に貢献します。
- 四 教職員は、他の教職員と学生を同等の人格として認め、立場や権限を濫用した行為をすることなく、お互いを尊重した健全な職場環境と学習環境を保持します。